

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
計量器の定期検査の実施
- 解除予定の保安林(二件)
- 土地改良区の役員の就退任
- ◇ 公 告 昭和四十九年度鳥取県職員採用上級、中級試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百五十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十五号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十九年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
昭和四十九年六月十九日から 昭和五十年三月三十一日まで	当該計量器の所在場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日	検査時間	実施区域	検査実施場所
六月 十九日	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	境港市	境公民館
“ 二十日	“	“	“
“ 二十一日	午前十時から 午後三時まで	“	外江公民館
“ 二十四日	“	“	上道
“ 二十五日	“	“	計量器所在場所
“ 二十六日	午前十時から 午後二時まで	“	境公民館

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十九年五月一日	薬師寺整形外科医院	米子市東福原五七五

鳥取県告示第四百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字今西字下屋山国有林、大字山口字山口奥国有林、三朝町大字中津字中津国有林（以上三字国有林について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課並びに関金町役場及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川国有林（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

久米ヶ原土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 高岡 俊一 倉吉市国分寺一六〇番地

谷口 保清 大谷一九六番地一四地

早田 重喜 横田七〇四番地

長田 清太郎 八三〇

昭和四十九年三月五日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当選し、昭和四十九年三月十三日就任 任期昭和五十一年二月十六日まで

東郷湖周辺土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 裕井正義 東伯郡羽合町大字橋津四一番地
昭和四十九年三月二日開催の通常総代会において役員選挙の結果当選し、
昭和四十九年三月九日就任 任期昭和五十一年七月二十四日まで

若土土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本梅敏 倉吉市鴨河内四六九番地
" 向井幸樹 " 一〇五一—一"

" 米田実夫 " 一〇〇八"

" 米田近造 " 一〇〇五"

" 黒田常夫 " 一二二七"

" 万治義治 " 一二一三"

" 山本 整 " 四六九"

監事 猪川良徳 " 一〇七八"

" 馬西明德 " 一一〇五"

任期満了により退任

" 西村 進 " 四〇二"

若土土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本梅敏 倉吉市鴨河内四六九番地

" 向井幸樹 " 一〇五一—一"

" 米田実夫 " 一〇〇八"

" 米田近造 " 一〇〇五"

" 黒田常夫 " 一二二七"

" 万治義治 " 一二一三"

" 山本 整 " 四六九"

監事 猪川良徳 " 一〇七八"

" 馬西明德 " 一一〇五"

" 西村 進 " 四〇二"

昭和四十九年三月二十四日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月十日就任 任期四年

箕蚊屋土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 種子精一 米子市新印一〇〇番地

" 村瀬秀治 " 二本木五六四"

" 富山常太郎 西伯郡日吉津村大字富吉一〇三八"

" 若松宗知 米子市古豊千六四番地一

" 加川雅光 西伯郡岸本町遠藤八三番地

" 中本正治 米子市尾高一〇六九番地一

" 種 弘美 " 蚊屋三五九番地

" 藤井正三 " 赤井手四〇〇"

" 今中満通 " 吉岡一九四"

" 林政一 西伯郡淀江町大字佐陀一五七"

" 植田森男 米子市古豊千六五四"

" 坂金一彦 浦津六六"

箕蚊屋土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	若松宗知	米子市古豊千六四番地
"	村瀬秀治	" 二本木五六四"
"	益田信夫	西伯郡日吉津村大字富吉二一一〇"
"	中本正治	米子市尾高一〇六九番地一
"	森田幾蔵	" 河岡七〇一番地
"	井川定夫	西伯郡淀江町大字佐陀五四三"
"	番原通弘	米子市下新印一七七"
"	今中満通	" 吉岡一九四"

任期満了により退任

"	大橋宗春	西伯郡岸本町吉長三五〇番地一
"	福本正巳	" 日吉津村大字日吉津六八一番地
"	高橋十	米子市上新印二九三"
"	小原俊	" 一部十二"
"	松本種男	西伯郡日吉津村大字日吉津四四一"
"	松本弘	米子市東八幡九八番地五
"	塚田健	" 今在家二七七番地
監事	井筒正美	西伯郡日吉津村大字日吉津二二〇〇"
"	内田嘉一	米子市下新印五〇二番地三
"	石田茂雄	" 河岡六六五番地
"	松井巖	" 二本木四一八番地一
"	河本慈也	" 古豊千二六六番地

関金土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	西村長利	東伯郡関金町大字関金宿五一〇番地
"	大橋宗春	西伯郡岸本町吉長三五〇番地一
"	坂金一彦	米子市浦津六六番地
"	小原俊	" 一部十二"
"	高橋十	" 上新印二九三"
"	塚谷正之	" 今在家一四五"
"	横山金近	" 蚊屋一六八番地一
"	勝部一夫	西伯郡岸本町遠藤四四番地
"	橋田正勝	" 日吉津村大字日吉津六四〇"
"	植田森男	米子市古豊千六五四"
"	池田定夫	西伯郡日吉津村大字日吉津三六〇"
"	石脇銀市	米子市赤井手二一三番地三
"	松本弘	" 東八幡九八番地五
監事	内田嘉一	" 下新印五〇二番地三
"	妹尾普	" 二本木二七二番地
"	林徳喜	西伯郡淀江町大字佐陀一四八番地二
"	河本慈也	米子市古豊千二六六番地
"	勝部晃	西伯郡岸本町遠藤二三"

昭和四十九年三月二十五日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月五日就任 任期四年

果当選し、昭和四十九年三月三十日就任 任期昭和五十一年二月九日まで
中海土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 大 西 雄之進 米子市彦名町七四二番地の二

昭和四十九年三月三十日開催の通常総代会において再選挙の結果当選し、
昭和四十九年四月八日就任 任期昭和五十一年五月二十五日まで

淀江白浜土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 龜山 大吉 西伯郡淀江町大字淀江九〇七

須山 正雄 二六五

岩本 虎雄 六五三

堀尾 清正 五三九

石田 新吾 五八八

池田 幸揚 西原七二九

加藤 弘 九四九

砂口 稲男 稻吉六五

林原 克巳 小波一〇一四

山田 教美 九九〇

林原 功 龜甲六八八

大森 登龜 中間四八一

長谷川 真 佐陀一七六

松井 健雄 小波一三一

田原 勇 西原九五

林原 準一郎 小波一〇二二
任期満了により退任

淀江白浜土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 龜山 大吉 西伯郡淀江町大字淀江九〇七

林原 功 中間六八八

砂口 稲男 稻吉六五

長谷川 真 佐陀一七六

堀尾 清正 西原五三九

石田 新吾 五八八

松井 健雄 小波一三一

山内 繁旭 淀江六二八

加藤 弘 西原九四九

林原 克巳 小波一〇一四

山田 教美 九九〇

村上 俊夫 中間四四五

斉藤 優 西原七二七

安藤 善三 淀江二四六

須山 正雄 二六五

林原 準一郎 小波一〇二二

昭和四十九年三月三十一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
昭和四十九年三月三十一日就任 任期三年

北谷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	福井勝茂	倉吉市福富一九番六地
野島虎雄	沢谷一六七番地	
椿忠	杉野二〇六	
野島栄則	沢谷一三〇	
藤井真太郎	中野一七四	
政次弘武	二〇九	
高岡諦夫	福富三二三	
金居正清	杉野一七五	
尾崎正勝	志津二三一	
松島京三	福本二二一	
野島重寿	福富一七三	
佐々木博宗	中野一一七	

任期満了により退任

北谷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	福井勝茂	倉吉市福富一九番六地
野島虎雄	沢谷一六七番地	
高岡諦夫	福富三二三	
椿忠	杉野二〇六	
政次弘武	中野二〇九	
藤戸義輝	福本一一八	
尾崎正勝	志津二三一	

野島栄則

沢谷一三〇

金居亥之吉

杉野一七六

藤井秀雄

中野一七四

野島重寿

福富一七三

佐々木博宗

中野一一七

昭和四十九年三月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月十一日就任 任期四年

大山畑地土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	岡村守雄	西伯郡大山町豊房二〇四六番地四四
小村義秋	一三七七番地	
小原収	一六二一	
山根巖	五四四	
谷村勇	今在家一一六	
遠藤昇	坊領四八七	
入江正雄	長田三三〇	
奥田一憲	二九七	
飯田政好	三五三	
岡田長市	野田六六	
広岩喜代治	赤松二四五九	
宮永穆	佐摩四九七	
西村周治	赤松五七二番地二六一	

昭和四十九年四月二十二日開催の第一回総会で役員選挙が行われたので、

土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十九年四月二十二日退任

大山畑地土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 小村 義秋 西伯郡大山町豊房一、三七七番地

岡村 守雄 二、〇四六番地四四

小原 収 一、六二一番地

山根 巖 五四四

谷村 勇 今在家一一六

遠藤 昇 坊領四八七

入江 正雄 長田三三〇

奥田 一憲 二九七

飯田 政好 三五三

岡田 長市 野田六六

廣岩 喜代治 赤松二四五九

椎木 精 前三一六

監事 宮永 穆 佐摩四九七

西村 周治 赤松五七二番地二六一

門脇 武夫 平木一一四番地

昭和四十九年四月二十二日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月二十三日就任 任期四年

北条砂丘土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 小沢 義勝 東伯郡大栄町大字由良宿二二一〇
資格喪失により昭和四十九年四月十八日退任

公 出

昭和49年度鳥取県職員採用上級、中級試験の実施について、次のとおり
公告する。

昭和49年5月17日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
行政	約10名	知事又は教育委員会の事務部に勤務し、一般行政事務に従事します。
上級		
行	約5名	知事の事務部に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門業務に従事します。
社	2名	
農	2名	
林	2名	
中級		
生活改良普及員	1名	
栄	1名	

2 受験資格

(1) 学歴等

試験区分	学 歴 等
上 級	学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。
中 級	学歴は問いませんが、短期大学卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別等

試験区分	年 齢 及 び 性 別 等
行 政	昭和22年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた者
社 会 福 祉	昭和22年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた男子で社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有する者又は昭和50年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
上 級	昭和22年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた男子で農業改良普及員の資格を有する者又は昭和50年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
林 業	昭和22年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた男子
畜 産	昭和22年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた男子

中級	生活改良普及員	栄 養 士
	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた女子で生活改良普及員の資格を有する者(昭和49年9月16日以降勤務可能な者に限る。)	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた女子で栄養士の資格を有する者(昭和49年9月16日以降勤務可能な者に限る。)

(注) 「社会福祉」の受験資格中、「社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有する者」とは、次のとおりです。

(1) 大学において次に掲げる社会福祉に関する科目のうち3科目以上を修めて卒業した者

社会事業概論、社会事業史、社会事業方法論、社会調査統計、社会事業施設経営論、社会事業行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、医療社会事業論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、修身、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学

(2) 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。
ア 日本の国籍を有しない者

- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ロ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

試験区分	試験科目	試験内容	時間
上級	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度において択一式により行います。	2時間30分
		公務員として必要な専門的知識及び能力について、大学卒業程度において択一式及び記述式により行います。	択一式 2時間 記述式 1時間30分
	適性検査	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。	25分
	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、短期大学卒業程度において択一式により行います。	2時間30分

中級	専門試験	択一式 2時間 記述式 1時間30分
	公務員として必要な専門的知識及び能力について、短期大学卒業程度において択一式及び記述式により行います。	
適性検査	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。	25分

(2) 出題分野

各試験区分ごとの専門試験の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	分野	
上級	行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、刑法、民法、商法、労働法、経済原論、経済学史、経済史、経済政策、経済事情、財政学、統計学
	社会福祉	社会事業概論、社会事業方法論、社会調査統計、社会事業行政、公的扶助論、児童福祉論、心理学、社会学、社会政策
	農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
	林業	林業政策、森林経理、造林、森林利用、木材工学、林産製造、森林工学
畜産	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、家畜栄養学、畜産	

	各論、農業経営、畜産物利用、家畜衛生
生活改良普及員	家政学原論、教育方法、被服、食物、住居、家庭管理、家族関係、保健衛生
中級	
栄 養 士	栄養学、食品学、公衆衛生学、食品衛生学、栄養指導、調理、食糧経済、社会福祉

(3) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試 験 場
昭和49年7月21日(日)	鳥取市東町2丁目112
受付時間 午前8時10分から8時35分まで	鳥取県立鳥取西高等学校
試験開始 午前8時45分から	

(4) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験、専門試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験及び適性検査のうち、いずれかが一定の基準に達しない者は不合格となります。

イ 発表

昭和49年8月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行います。

イ 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

(2) 試験日時及び試験場

昭和49年8月下旬に鳥取市において行いますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。

6 最終合格者の発表

昭和49年9月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用は、上級職(行政、社会福祉、農業、林業、畜産)については昭和50年4月1日、中級職(生活改良普及員、栄養士)については昭和49年9月16日の予定です。

(3) 給与は原則として下表のとおり給料月額が支給され、その後は定期に昇給します。

試験区分	給 料 月 額
上 級	53,500円
中 級	47,500円

また、上記給与のほかには諸手当として、扶養手当（配偶者3,500円、子のうち2人まで1,000円（配偶者を欠く職員の18歳未満の子のうち1人2,500円）、その他の者400円）、期末、勤勉手当（1年間に給料月額等の約4.8月分）、運動手当（最高限度7,000円）、住居手当（最高限度5,000円）、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、給与はこのところ毎年改訂されてきたのが例であり、たとえば、昭和48年度の上級試験合格者の実際の採用当初（昭和49年4月1日）の支給額を当時の試験案内に記載されていた額と比較すると、試験案内では45,300円でありましたが実際には53,500円となりました。したがって、上表の給料月額も同様に増額されることも予想されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「上（中）級請求」と朱書し、おて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上（中）級受験」と朱書してください。なお、受験票は、後日郵送しますから受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和49年6月1日（土）から昭和49年6月29日（土）まで受け付けます。郵便による場合は、6月29日（土）までの消印のあるものに限り受けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には、じゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。